

# 応援します！

問い合わせ／子ども未来課子ども給付担当  
(内線2636・2637)

4月からは  
入院にかかる医療費の  
助成対象を拡大！



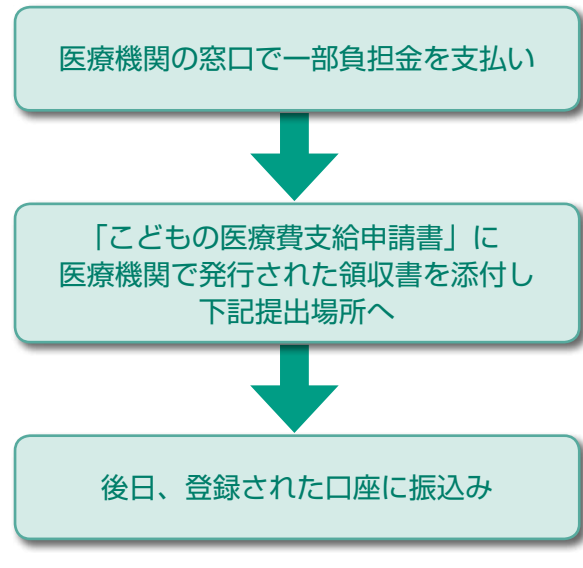
## 子どもの医療費支給事業の対象を拡大！

**対象**／平成12年4月2日から平成15年4月1日  
生まれのお子さん（入院にかかる医療費） ※就  
労や婚姻等で親の扶養を外れたお子さんを除く  
**登録申請に必要なもの**／○受給者になる方の口  
座が確認できるもの（主に生計を維持している  
保護者）  
○支給対象者の保険証

**注意事項**／○この制度を受けるためには、本年  
度中の登録手続きが必要です  
○ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方  
でも、対象となるお子さんがいる場合は、手続  
きが必要です  
○登録申請後に、「子どもの医療費受給者証（緑  
色）」を交付します。中学生まで使用していた「こ  
どもの医療費受給者証（桃色）」は使用できま  
せん

医療費の助成拡大だけでなく、  
出産のお祝いもします！

### 【医療費請求フローチャート】



支給申請書の提出場所／子ども未来課・両支所福  
祉グループ・各公民館・市民サービスコーナー

## 子育てワンストップサービス（ぴったりサービス） 電子申請による受付を開始

問い合わせ／情報システム課(内線3413・3415)

昨年11月から、マイナンバーに関するポータルサイト「マイナポータル」の本格運用が開始されました。このサイトでは、子育てに係るサービスを検索し、各種手続きの申請等を行うことができます。本市では、今年4月から一部の手続きにおいて電子申請の受付を開始しました。

なお、マイナポータルの利用には、マイナンバーカードが必要となりますので、申請していない方は、ぜひこの機会に取得しましょう。

### どんな手続きができるの？

児童手当及び保育施設等の利用申請に係る一部の手続き  
※詳細は市ホームページ又はマイナポータル関連サイト（「内閣府 マイナポータル」で検索）をご覧ください

### マイナポータルって？

国が構築したポータルサイトで、情報提供ネットワークシステムで行った情報連携の記録や子育てに係るサービスについて確認できます

### 利用方法は？

以下の3つを用意することで利用可能です  
●マイナンバーカード  
●ICカードリーダー  
●インターネットに接続できるパソコン

マイナンバー制度及びマイナポータルの詳細は、内閣府ホームページをご覧ください  
総合フリーダイヤルにお問い合わせください

《マイナンバー総合フリーダイヤル》  
**0120-95-0178** (無料)

受付時間／9時30分～20時

※土・日曜日、祝日は17時30分まで  
年末年始（12月29日～1月3日）を除く





商工会発行のお買物券を支給!

## このとり出産祝金支給事業

**対象**／平成30年4月1日以降に生まれ、最初に登録した住所地が市内のお子さん

**受給資格者(申請者)**／対象児童が出生した日において市内に住所を有する方で、対象児童の父又は母、もしくは養育する父母がいない場合においては養育者

**申請期限**／出生日の属する月の翌々月の末日まで  
**申請に必要なもの**／○支給申請書 ○対象児童以外のお子さんが他市町村にお住まいの場合＝その住所地の住民票の写し・別居監護申立書

※申請書・申立書は市ホームページにもあります  
**支給・利用方法**／申請書確認後、市商工会発行のお買物券と取扱店舗一覧(市商工会ホームページでもご覧になれます)を窓口でお渡しします

**申込み**／こども未来課・両支所福祉グループに備えの申請書等に必要事項を記入し同所へ持参

対象(1人あたり)	支給額(お買物券)
1人目又は2人目のお子さん	2万円分
3人目以降のお子さん	5万円分

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さんが対象

このとり出産祝金支給事業の開始に伴い、平成30年度の「こども安全お出かけ支援事業(チャイルドシート購入補助)」は、対象を一部変更するとともに平成31年3月31日で申請の受付を終了します。

**注意**／出生日等による条件は下表のとおりです。平成31年3月31日までに申請した場合に購入費の補助が受けられます。「このとり出産祝金支給事業」の対象となるお子さんは対象外です

	出生日	
	平成30年3月31日以前	平成30年4月1日以降
出生後最初の住民登録地が鴻巣市	チャ=○ 出産=×	チャ=×
上記以外	チャ=○ 出産=×	チャ=○ 出産=×

※チャ=チャイルドシート補助、出産=出産祝金

## 児童扶養手当の額を改定

児童扶養手当は、父母の離婚などによって父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母に一定の障がいのある児童を育てている方に支給されるものです。

4月から右表のとおり改定されました。

**振込時期**／12～3月=4月11日(水)、4～7月=8月10日(金)、8～11月=12月11日(火)

問い合わせ／こども未来課こども給付担当(内線2636)

### ■手当額(月額)

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	42,500円(42,290円)	10,030円～42,490円(9,980円～42,280円)
2人目の加算額	10,040円(9,990円)	5,020円～10,030円(5,000円～9,980円)
3人目以降の加算額	6,020円(5,990円)	3,010円～6,010円(3,000円～5,980円)

※( )内は改定前の金額

## 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の額を改定

重度の障がいにより、在宅生活において、常時特別の介護を必要とする方や扶養する方に支給される手当です。4月から右表のとおり改定されました。

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当(内線2617)

### ■手当額(月額)

種別	金額
特別児童扶養手当1級	51,700円(51,450円)
特別児童扶養手当2級	34,430円(34,270円)
特別障害者手当	26,940円(26,810円)
障害児福祉手当	14,650円(14,580円)
経過的福祉手当	

※( )内は改定前の金額。所得に応じて支給制限があります

